

# 船橋市職員（児童精神科医師又は精神科医師）募集案内

船橋市では、令和8年7月開設予定の市児童相談所に勤務する医師（児童精神科医師又は精神科医師）を募集します。

受付期間	令和6年7月4日～令和7年3月31日 ※随時受付 (採用者が決定した時は締め切ることがあります)
------	---

## 1 採用職種、主な業務内容等

採用職種	医師（児童精神科医師又は精神科医師）
申込受付期間	随時（採用者が決定した時は締め切ることがあります）
採用年月日（予定）	令和7年4月1日 ※採用選考に合格された方と調整の上、決定します。
採用人数	若干名
主な業務内容	別紙「【船橋市】児童相談所医師の主な業務内容」を参照 ※市児童相談所開設前の期間については、医師を配置している他自治体の児童相談所にて派遣研修を実施する予定です。
勤務地（予定）	船橋市児童相談所（R8.7 開設予定） [地番：船橋市若松2丁目1番16（JR南船橋駅から徒歩6分）] ※市児童相談所開設前の期間において、派遣研修として、他自治体の児童相談所での勤務となることがあります。 ※行政の必要により、他部門に配属となることがあります。

## 2 応募資格

- ・昭和36年4月2日以降に生まれた人
- ・医師免許を有している人

（平成16年4月1日以降に医師免許を取得した人にあつては、臨床研修を修了した人）  
ただし、次のいずれかに該当する方は、上記の要件を満たしていても応募できません。

- 日本の国籍を有しない人
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に定める次の欠格条項のいずれかに該当する人
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 選考の方法、内容及び選考日時

選考の方法	選考日時
面接審査 (選考申込書等の内容を確認の上、面接を行います)	応募者と調整の上決定します。

### 4 応募手続等

下記(1)の書類に必要事項を記入し、下記(2)の提出先に提出してください。

郵送の場合、封筒の表に「(児童)精神科医師選考申込」と書いて、簡易書留等確実な方法にて送付してください。

#### (1) 提出書類

- ① 選考申込書 (様式1及び様式2)
  - ・必要事項を記入し、写真を貼付してください。
- ② 業務経歴等調書 (様式3)
  - ・業務経歴及びその詳細を記入してください。
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 臨床研修を修了したことを証する書面 (臨床研修修了登録証の写し等)
  - ※平成16年4月1日以降に医師免許を取得したものに限り

#### (2) 提出先

船橋市総務部人事課  
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 電話：047-436-2132

### 5 勤務条件等

#### (1) 給与 (概算)

医師経験	給与月額 [地域手当・初任給調整手当・管理職手当等を含む]	給与年額 [期末勤勉手当を含む]
5年	約 802,000 円	約 1,160 万円
10年 (課長補佐級)	約 962,000 円	約 1,390 万円
20年 (課長級)	約 1,128,000 円	約 1,660 万円

※ 上記はモデル例であり、職歴等によって異なることがあります。

※ 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

#### (2) 勤務時間・休暇等

勤務時間	1週間当たり 38時間45分 (1日7時間45分) 原則として、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分まで (休憩時間：午後0時15分から午後1時まで) 時間外勤務や休日勤務を行う場合があります。
有給休暇	年次休暇 (年間 20日) 及び夏季、結婚、出産、忌引き等の場合に与えられる特別休暇等があります。
その他	地方公務員等共済組合法による共済制度 (年金、健康保険に相当)、退職手当制度があります。

## 6 選考結果について

選考の結果については、合否を文書にて通知します。  
合格者には必要な手続を案内します。

## 7 その他

- (1) 提出いただいた書類は、返却いたしません。
- (2) 応募資格がないことや提出された書類の記入事項に虚偽又は不正があることが判明した場合、応募資格が確認できない場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) 提出された書類等により取得した個人情報、採用選考にのみ用い、それ以外の目的には使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事管理上の基礎資料として利用します。

## 8 問い合わせ先

総務部 人事課 電話：047-436-2132  
E-mail：[jinji@city.funabashi.lg.jp](mailto:jinja@city.funabashi.lg.jp)



## 船橋市からのメッセージ

- ・「こどもの安全で安心な生活を守りたい」、そのために船橋市では児童相談所の開設へ向け、準備を進めております。
- ・児童相談所では、児童虐待に関する通告に加え、こどもへの関わり方や障害に関する相談など、多種多様な問い合わせを受け付けます。
- ・課題や悩みを抱える世帯への関りにおいて、「こどもの最善の利益」を最優先事項とし、その実現に向けて、児童福祉司や児童心理司等の専門職が連携しながら専門的な支援を実施します。
- ・児童相談所に勤務する医師（児童精神科医師又は精神科医師）においては、児童相談所内でのこどもの診察やこどもの援助方針を検討する会議への参加など、医学的な知見から児童相談所の業務に関わり、ご活躍いただきたいと考えております。
- ・勤務場所となる船橋市児童相談所は令和8年7月の開設に向け、整備を進めています。新たな施設・環境で、共に船橋市の新たな児童福祉行政を作り上げる仲間を募集します。

### 【船橋市児童相談所 イメージ図】

